

## ○ 国内募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4による「取引条件説明書面」及び同法12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

### 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社孫の手(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが出来るように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当社にて所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます)に所定の事項を記入し、お一人様につき下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金(お一人様)
30,000円未満	10,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上100,000円未満	20,000円以上旅行代金まで
100,000円以上150,000円未満	30,000円以上旅行代金まで
150,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

※企画旅行に参加するために宿泊・乗車船券類別途手配を依頼される場合、係のお申込金とは別に当該手配旅行代金を事前にお支払いいただきます。

- (2) 旅行契約の成立時期は当社が契約締結を承諾し、所定のお申込金(又は全額)を受領したときに旅行契約は成立いたします。
- (3) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」といいます)による旅行契約の予約のお申込を受け付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合は、当社は申込みがなかったものとして取り扱います。
- (4) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、上記のお申込金を受領した時に成立するものとなります。
- (5) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申込の際にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。

### 3. お申込条件

- (1) 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせていただきます。また75歳以上の方は「健康アンケート」の提出や同伴の方の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3) ①慢性疾患をお持ちの方②現在健康を損なっている方③妊娠中の方④障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方はその旨を旅行申込の際にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者/同伴者の同行等を条件とさせていただきますか、コースの一部について内容を変更させていただきますか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするかあるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病・障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則として出来ません。但し、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

### 4. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子供代金となります。
- (2) 旅行代金は各コース毎に表示しておりますので出発日とご利用人数でご確認ください。

### 5. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)・宿泊費・食事代及び消費税諸税
- (2) 添乗員が同行するコースではこの他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。『注意』上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

### 6. 旅行代金に含まれないもの

第5項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (3) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学科・食事代・写真代・交通費等)
- (4) ご希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金
- (5) ご自宅から発着地までの交通機関、宿泊費。

## 7.旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となる虞が極めて大きい場合は当該旅行の実施を止めるか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

## 8.旅行代金の変更

- (1) 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂された時は、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (2) 第7項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加するときは運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

## 9.お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は第12項に定める取消料をお支払頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。旅行解除日はお客様が当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準と致します。
- (2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することが出来ます。
  - A 契約内容の重要な変更が行われたとき
  - B 第9項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
  - C 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全。かつ円滑な実施が不可能になったとき、又は不可能となる虞が極めて大きいとき。
  - D 当社がお客様に対して別途定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき
  - E 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
- (3) 変更・取消のお申し出は当社の営業時間内のみお引き受け致します。

## 10.当社による旅行契約の解除及び催行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - A お客様が当社にあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
  - B お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
  - C お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
  - D お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前に旅行中止のご通知を致します。
  - E スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、またはそのおそれが極めて大きいとき
  - F 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社が関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき。又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいはお申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)により旅行契約を解除したときは既に収受している旅行代金(あるいはお申込金)の全額を払い戻しいたします。

## 11.取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただけます。

	取消・変更日	取消・変更料
旅行開始日の 前日から起算して	①21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあつては11日目)	無料
	②20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあつては10日目)(③～⑥を除く)	旅行代金の20%
	③7日目にあたる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%
	④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	⑤当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50%
	⑥旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※出発日・コース・利用便・宿泊施設等行程の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。

- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料を頂きます。

## 12.特別補償

- (1) 企画旅行参加中に偶然かつ外来の事故に対して補償(一部不可)します。詳しくは各企画・実施旅行会社の旅行取引条件書をお読みください。

## 13.その他

- (1) お申込後のキャンセル料対象期間に入っている場合は便変更・延泊など行程変更はできません。
- (2) 各主催旅行会社にて契約内容の大幅な変更があった場合の保証として(旅程保証)を設定されています。詳しくは該当最終行程案内をご覧ください。

旅行・企画 福島県知事登録 旅行業 第2-316号

**(株) 孫の手**

〒963-0105 福島県郡山市安積町長久保1丁目2-7

TEL 024-945-1313 FAX 024-945-1324

国内旅行業務取扱管理者 西條 文吉